

低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会の調査事項の
追加について
(政府実行計画の実施状況の点検等について)

平成 30 年 1 月 10 日
地球温暖化対策課

1. 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 20 条の 2 に基づき、政府は、地球温暖化対策計画に即して、政府のオフィス等に関する温暖化対策の計画である政府実行計画を策定するものとされているところ。その実施状況の点検については、平成 28 年 5 月の閣議決定に基づき、中央環境審議会の意見を聴取する必要がある。産業界の温暖化対策計画である低炭素社会実行計画のフォローアップと内容的にも構造的にも類似していることを考慮し、本年度より低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会で併せて議論することとしたい。

(参考) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成 28 年 5 月閣議決定）

5 政府実行計画及び関係府省ごとの実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

政府実行計画及び関係府省ごとの実施計画の実施状況については、関係府省において自主的に点検を行うとともに、環境省は、関係府省の実施計画の点検結果をとりまとめ、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて点検結果を、地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。その結果を踏まえ、地球温暖化対策推進本部幹事会において、毎年、関係府省の成果を取りまとめた上、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。

2. 今後のスケジュール（予定）

1 月 10 日 中央環境審議会地球環境部会

1 月 26 日 専門委員会の開催

(環境省所管業種の低炭素社会実行計画フォローアップ関係)

3 月上旬 専門委員会の開催

(政府実行計画のフォローアップ関係)